

## 海洋に関して講じた施策（概要）

平成 29 年 2 月

総合海洋政策本部事務局

### 1 海洋資源の開発及び利用の推進

- 砂層型メタンハイドレートについては、平成 29 年度初頭に実施予定の第 2 回海洋産出試験（1 ヶ月程度を目的）に向けて、上流開発会社やエンジニアリング会社等の出資により設立された日本メタンハイドレート調査株式会社がオペレーターとして、担当する体制を構築し、平成 28 年 5 月から 6 月にかけて、試験実施海域において事前準備作業（坑井の掘削作業）を実施しました。（経産省）
- 海底熱水鉱床に関しては、これまでの成果を踏まえて、平成 29 年度には実海域での採鉱・揚鉱パイロット試験を行う予定であり、試験実施に必要な手続きや調整等を進めます。（経産省）
- 洋上風力発電の導入適地として港湾が有望視されるなか、平成 28 年 7 月に改正港湾法が施行され、港湾区域等の占用予定者を公募により決定する制度（占用公募制度）が創設されました。この制度を活用し、港湾に洋上風力発電が円滑に導入されるよう運用指針を策定し、改正港湾法の施行に合わせて公表しました。（国交省）
- 改正港湾法に基づく占用公募制度の全国初の実施例として、平成 28 年 8 月に北九州港における洋上風力発電事業者の公募が開始され、平成 29 年 1 月下旬以降に事業者が選定される予定です。（国交省）
- 平成 28 年 8 月に開催された「第 2 回北太平洋漁業委員会会合」において、我が国の提案に基づき違法・無報告・無規制（IUU）漁船リストの作成手続や同リストに掲載された漁船に対して構成国等がとるべき措置を定めた保存管理措置等が採択されました。（外務省）

### 2 海洋環境の保全等

- 我が国管轄権内の海域を対象に、生物多様性の観点から重要度の高い海域として、計 321 の海域を抽出し、平成 28 年 4 月に公表しました。今後、抽出された海域を踏まえ、海域ごとの生態系の特性や社会的・経済的・文化的な要因も考慮しつつ、海洋保護区の設定や管理の充実等を推進する予定です。（環境省）
- 地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋域において海洋観測を実施しています。（文科省、国交省）
  - ・ 平成 28 年 11 月には、小型の自立型無人探査機（AUV）の試作機を用いて、北極海海水下の溶存酸素計測や照度計測、映像の取得に成功しました。
- CO<sub>2</sub> 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、現在は更なる対策として、燃費規制の段階的強化や燃費報告制度等の国際的枠組作りを主導しています。平成 28 年 10 月に開催された IMO の海洋環境保護

委員会（MEPC70）では、日本主導の下、総トン数 5,000 トン以上の国際航海に従事する全ての船舶を対象に、燃料消費量等の運航データを、IMO に 2019 年から報告させる燃料消費実績報告制度（各船舶の燃料消費実績を「見える化」することで、船舶からの温室効果ガス削減を促す）を導入する条約改正案を採択するとともに、IMO における、温室効果ガス（GHG）排出削減に向けた今後の取組を定める IMO GHG 削減戦略を 2018 年までに策定すること、そのための具体的な作業スケジュールを定めたロードマップを決定しました。（国交省）

### 3 排他的経済水域等の開発等の推進

- 我が国の排他的経済水域等における我が国の同意を得ない調査活動等が、平成 28 年には 21 件確認されています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。（内閣官房、外務省、経産省、国交省）
- 低潮線保全区域（排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域）について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。現時点で、噴火活動のあった西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。（内閣官房、国交省）

### 4 海上輸送の確保

- 阪神港においては、国も出資した「阪神国際港湾株式会社」による集貨事業に対して国費による支援を講じた結果、西日本諸港と阪神港を結ぶ国際フィーダー航路の寄港便数が 68 便/週から 97 便/週へ約 4 割増加し、平成 27 年の神戸港のコンテナ貨物取扱量が阪神・淡路大震災以降で過去最高を記録し、28 年上半期も前年を上回る推移を示すなど成果が現れ始めています。  
京浜港においても、国も出資した「横浜川崎国際港湾株式会社」による集貨事業が開始されたところです。（国交省）
- 我が国の産業の競争力強化や国民生活の向上に不可欠な資源・エネルギー等のばら積み貨物の安定的かつ安価な供給を実現するため、石炭を取扱う輸入拠点として、徳山下松港において、平成 28 年度より水深 19m の国際物流ターミナルの整備に着手しました。

### 5 海洋の安全の確保

- ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、平成 27 年には 0 件、平成 28 年は 2 件であり、近年低い水準で推移しています。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅

威が引き続き存在している状況にあります。そのため、平成 28 年 11 月 1 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第 7 条第 1 項に定める内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受け、防衛大臣は平成 29 年 11 月 19 日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続するとともに、近年の直接護衛の所要の傾向を踏まえ、派遣する護衛艦の隻数を 2 隻から 1 隻にすることを決定しました。（国交省、防衛省、外務省）

- 小型船舶からの海中転落による毎年約 80 人の死者・行方不明者を減少させるため、平成 30 年 2 月 1 日から原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務付けることとし、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正を行いました。（国交省）
- 海溝型巨大地震・津波への対応については、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備に向けて、千葉県房総沖、岩手県沖、青森県沖に続いて、茨城県沖、福島県沖、宮城県沖、北海道沖における海底ケーブルと海底地震計・津波計の敷設が完了し、海溝軸外側の敷設を進めています。（文科省）

## 6 海洋調査の推進

- 政府関係機関や研究機関では、海洋権益の保全、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する次のような海洋調査を実施しています。海洋調査の実施や結果の活用に当たっては、各機関の連携・協力が進められています。（内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省）
  - ・海上保安庁では、平成 28 年 8 月には西之島の噴火警報が火口周辺のみへ縮小されたことから、平成 28 年 10 月から 11 月に西之島海図作製のための測量を実施しました。（国交省）
  - ・国立研究開発法人海洋研究開発機構では、平成 28 年度には新たに海底広域研究船「かいめい」が完成し、平成 29 年度より調査研究航海を開始し、資源調査や地震研究などに貢献する予定です。（文科省）
- 平成 28 年 7 月、「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」に関する本部決定を行いました。（内閣官房、国交省）
  - ・海洋情報の効果的な集約・共有・提供を行うための情報システム「海洋状況表示システム」の整備運用に関する推進体制について、関係府省・政府関係機関の役割を決定しました。

## 7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- 第 5 期科学技術基本計画等を踏まえた主な取組は以下に挙げるとおりです。（内閣官房、内閣府、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省）
  - ・海洋エネルギー・鉱物資源に関する探査機器・探査手法の開発については、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の技術開発を実施しています。

平成 28 年度は、文部科学省の事業である海洋鉱物資源広域探査システム開発において開発されたセンサー技術を用いて、伊豆諸島東青ヶ島カルデラ内の熱水鉱床探査において、高分解能の 3 次元音響画像作成技術等を確立しました。また、内閣府の事業である戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) において、堆積物に覆われていて海底面に露出していない鉱床 (いわゆる潜頭性鉱床) を民間所有機器を用い効率的に調査する手順を確立するため、鉱床の存在が確認されている沖縄トラフ伊是名海域において、民間企業を中心とした調査航海を実施しました。この調査では、有効性が見込まれていた電気・電磁探査、深海曳航型音波探査等を統合システムとして運用し、その結果を既存の鉱床データと照合することにより、将来、低コスト・高効率で潜頭性鉱床の鉱量把握に用いる際の有望技術であることを確認しました。加えて、同一時間での調査面積の拡大等により調査効率向上に寄与する自律型無人探査機 (AUV) 複数運用手法の開発においては、AUV3 機と半没洋上中継器を使った実海域での同時運用に世界で初めて成功しました。さらに、環境影響評価に必要な技術については、江戸っ子 1 号、環境メタゲノム解析手法を活用した低コストで簡便な観測手法を新たに開発しました。

(内閣府、総務省、文科省、国交省、環境省)

- ・海溝型巨大地震・津波への対応については、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) の整備に向けて、千葉県房総沖、岩手県沖、青森県沖に続いて、茨城県沖、福島県沖、宮城県沖、北海道沖における海底ケーブルと海底地震計・津波計の敷設が完了し、海溝軸外側の敷設を進めています。(文科省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構では、平成 29 年度より海底広域研究船「かいめい」を用いた調査研究航海を開始し、資源調査や地震研究などに貢献する予定です。(文科省)
- 平成 28 年度より、長崎大学において、新たな練習船「長崎丸」の代船を建造しています。(文科省)
- 平成 27~29 年度の 3 か年計画で、国立研究開発法人水産研究・教育機構において、練習船「天鷹丸」の代船を建造しています。(農水省)
- 平成 30 年度の打ち上げを目指し、精度や観測点数といった観測技術を飛躍的に向上させた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) 2 号機の開発を行っています。(文科省、環境省)

## 8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- 平成 29 年 1 月末現在、賑わいや交流を創出するみなとの施設として、92 港を「みなとオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しています。近年、急増する訪日クルーズ旅客の受入れや災害支援等の新たなニーズへの対応、運営体制の強化や施設の認知度の向上を図り、より一層地域の発展に資するため「みなとオアシス運営要綱」を策定しました。(国交省)
- 平成 28 年度より、船舶の開発・建造から運航に至るすべてのフェーズに ICT を取り入れ、造船・海運の競争力向上を図る取組「i-Shipping」と、海洋開発分野の船

船等の設計、建造から操業に至るまで幅広い分野で海事産業の技術力向上等を図る取組「j-Ocean」の2つのプロジェクトからなる「海事生産性革命」を推進しています。(国交省)

## 9 沿岸域の総合的管理

- 広域的・長期的・高頻度に海岸地形等の変化を把握するため、衛星画像を用いた海岸線モニタリング手法の技術開発に着手しました。(国交省)
- 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に関係する20都府県と連携し、総量規制基準の順守、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。また、平成28年9月には、平成27年12月の「第8次水質総量削減の在り方について(中央環境審議会答申)」に基づき、「総量削減基本方針」を策定しました。(国交省、環境省)

## 10 離島の保全等

- 平成27年6月に決定した「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の基づき、28年7月に離島の数及び世界の領海及び排他的経済水域の面積・体積ランキング等を掲載した国境離島WEBページを創設しました。(内閣官房)
- 平成28年4月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。)が議員立法で成立したことを受け、28年7月の第15回総合海洋政策本部会合にて、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を一部改訂しました。また、有人国境離島法の29年4月の施行に向けて、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要となる特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し、関係都道府県等が実施する航路・航空路の住民運賃の低廉化等の取組を支援するため、国費50億円の新たな交付金等、関連施策の予算について、29年度政府予算案に計上しました。(内閣官房等)

## 11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- 国家管轄権外区域(公海及び深海底)における海洋生物の多様性(BBNJ)の保全と持続可能な利用における新協定作成のための取組としては、内閣官房及び外務省の共催による関係省庁会議を開催するとともに、平成28年8月に行われた新協定が含むべき要素について検討を行う準備委員会会合に積極的に参加しました。(内閣官房、外務省)
- 平成28年はG7の議長国として、4月のG7広島外相会合において「海洋安全保障に関するG7外相声明」を発出し、航行・上空飛行の自由、国際法の遵守、紛争の平和的解決といった原則がG7共通の利益であることを再確認するとともに、5月のG7伊勢志摩首脳会合では、G7が一体となって「海における法の支配の三原

則」の重要性を発信し、力強い賛意を得ました。また、海洋安全保障の諸課題へ向けた G7 の更なる協力強化について議論することを目的に、外務省が 12 月には「第 2 回海洋安全保障に関する G7 ハイレベル会合」を主催しました。(外務省)

- 平成 28 年 5 月 15 日から 17 日までの 3 日間、「G7 茨城・つくば科学技術大臣会合」を開催。その成果として「つくばコミュニケ」をとりまとめました。以下の点(概要)について G7 各国・EU 間で意見の一致をみました。(内閣府)
  - i. 地球規模の海洋観測強化のためのイニシアティブに取り組むことを支援
  - ii. 国連レギュラープロセスを通じた海洋環境アセスメントシステムの強化
  - iii. オープンサイエンスに基づいた海洋に関するグローバルなデータ共有の促進、情報インフラの強化
  - iv. 地域観測及び知識ネットワークの促進(開発途上国のキャパシティビルディングを含む)
  - v. 定常海洋観測強化に必要な追加的アクションの特定を通じた G7 の政治的な連携協力
- 平成 28 年 5 月 26 日から 27 日に開催された G7 伊勢志摩サミット首脳宣言において、「科学的知見に基づく海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用のため、国際的な海洋の観測及び評価を強化するための科学的取組を支持する」ことが明記されました。(外務省)

## 1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

- 平成 28 年度「海の日」関連イベントとして、以下を実施しました。(内閣官房、国交省等)
  - ・(7/18) 内閣総理大臣メッセージにおいて「ニッポン学びの海プラットフォーム」の立ち上げを表明しました。
  - ・(7/18) 東京港晴海客船ターミナルで「総合開会式」を実施。海洋政策担当大臣及び国土交通大臣より、海洋国家としてのメッセージを、次世代を担う青少年に向けて発信しました。
  - ・(7/18) 小中高生及びその保護者を対象として、東京港晴海埠頭に官公庁船や民間商船を集め、船舶の一般公開等を実施し。一万人超が来場しました。
- 平成 28 年 7 月 18 日(月・祝)「海の日」を迎えるにあたっての、内閣総理大臣メッセージにおいて「ニッポン学びの海プラットフォーム」の立ち上げが表明されました。これを受け、初等中等教育において海事教育が取り入れられるよう教育プログラム等の検討を開始しました。併せて、平成 28 年 8 月、将来の海事産業を担う人材を確保するため、(公財)日本海事広報協会が主催者となり、教育委員会、地方運輸局、海事関係団体等と連携し、中学生を対象に、海に関わる仕事の魅力・重要性を知り、進路選択の一つとしてもらえるよう海洋キャリア教育の取組を実施しました。(内閣官房、国交省)